

令和 5 年度第 1 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 5 年 1 月 7 日

担当部・課：市民生活部環境課〔内線 3 3 6 7〕

① 件 名	
石巻市学習等供用施設釜会館の指定管理者の指定について	
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）	
<p>【背景】 石巻市学習等供用施設釜会館については、平成 1 8 年度より指定管理者制度を導入し、管理運営を行ってきたが、指定管理期間が令和 6 年 3 月 3 1 日をもって満了となる。</p> <p>【目的】 防衛施設周辺地域住民の福祉向上と学習環境及び地域コミュニティの醸成に資するため、引き続き指定管理者制度を導入し、令和 6 年 4 月 1 日からの指定管理者を指定するもの。</p>	
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性	
<p>【根拠法令等】 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号） 石巻市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例 （平成 1 7 年 1 2 月 1 9 日条例第 3 2 1 号） 石巻市学習等供用施設条例（平成 1 7 年 4 月 1 日条例第 1 0 9 号）</p> <p>【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】</p>	
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）	
昭和 5 7 年	4 月 石巻市学習等供用施設釜会館の供用開始
平成 1 8 年	4 月 釜会館管理運営委員会による指定管理開始 （平成 2 3 年 3 月 3 1 日まで）
平成 2 3 年	3 月 東日本大震災により施設の供用停止
平成 2 5 年	7 月 施設の災害復旧・改修工事
平成 2 6 年	4 月 施設の供用再開に合わせて指定管理開始
令和 5 年	4 月 地元町内会との指定管理に係る協議
	～ 1 0 月
	1 0 月 指定管理者指定申請受付 候補者の選定
⑤ 主な内容	
1 名 称	石巻市学習等供用施設釜会館
2 供用開始	昭和 5 7 年 4 月
3 所在地	石巻市築山三丁目 6 番 2 8 号
4 施設概要	R C 造 2 階建：延床面積 5 4 7 . 2 0 m ²
5 施設機能	集会室、学習室 1、学習室 2、保育室、休養室
6 指定管理候補者及び選定方法	
(1) 選定候補者	釜会館管理運営委員会 委員長 鈴木 忠彦 （下釜第 1、下釜第 2、下釜第 3、下釜三軒屋、三軒屋東町内会により構成）
(2) 選定方法	非公募
(3) 選定理由	本施設は防衛施設周辺地域住民の福祉向上を目的とする集会所的施設であり、当該地域住民が施設を管理運営することで、より一層の地域コミュニティの醸成に資することから、同委員会を当該施設の指定管理者として指定するもの。
7 指定期間	令和 6 年 4 月 1 日から令和 1 1 年 3 月 3 1 日まで（5 年間）

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）

【影響・効果】

防衛施設周辺地域住民の福祉向上と学習環境及び地域コミュニティの醸成が図られる。

【財源措置】

債務負担行為 期 間：令和6年度から令和10年度まで

限度額：指定管理者と締結する基本協定書に基づく指定管理料

年 度	指定管理料
令和 6年度	1, 480千円
令和 7年度	1, 480千円
令和 8年度	1, 480千円
令和 9年度	1, 480千円
令和10年度	1, 480千円
合計	7, 400千円

⑦ 他の自治体の政策との比較検討

⑧ 今後の予定及び施行予定年月日

令和5年12月 市議会第4回定例会に指定管理者の指定及び債務負担行為の補正予算案について提案

令和6年 3月 指定管理に係る基本協定の締結

4月 指定管理に係る年度協定の締結

指定管理による管理運営開始

⑨ その他